

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第2項の規定に基づく行政監査、同条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査、同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年11月28日

山形市監査委員 玉田芳和
同 伊藤明彦
同 浅野弥史

記

1 定例監査及び行政監査

- (1) 監査の対象部課等 商工観光部 ブランド戦略課、東京事務所
選挙管理委員会事務局
- (2) 監査の期間 商工観光部 ブランド戦略課、東京事務所
令和6年10月18日から令和6年11月26日まで
選挙管理委員会事務局
令和6年9月17日から令和6年11月26日まで
- (3) 監査の範囲
ア 定例監査 令和5年度の事務事業の執行状況
イ 行政監査 令和5年度の各種団体等の経理事務
- (4) 監査の結果
ア 定例監査

部課等名	監査の結果
商工観光部 ブランド戦略課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 中心市街地賑わい創出支援事業費補助金（ウインターフェスティバル）の交付事務において、補助金交付決定伺に補助目的及び交付理由が記載されていなかった。 2 切手・はがきの管理において、毎月末に主務課長から切手類受払簿の確認を受けていなかった。
商工観光部 東京事務所	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 旅行命令及び復命に係る事務において、旅費の支給額に誤りがあ

	るものがあった。
選挙管理委員会 事務局	指摘する事項はなかった。

イ 行政監査

部課等名	監査の結果
商工観光部 ブランド戦略課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 山形の観光と物産展実行委員会の経理事務において、次のようなものがあった。 (1) 資金前渡による現金の取扱いについて会計処理規程の整備がされていないもの (2) 旅費の支出命令書において行程内訳が添付されないまま決裁を受けていたもの (3) 支出命令書に領収書は添付されているが請求書がないもの (4) 預金通帳と口座の届出印の保管場所の鍵を同一職員が管理しているもの
商工観光部 東京事務所	該当する監査項目はなかった。
選挙管理委員会事 務局	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 山形県内市選挙管理委員会連合会の経理事務において、現金の引出日が請求書兼支出命令書の起票日より早いものがあった。

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 定例監査 財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

イ 行政監査 事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等に基づき適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

2 随時監査

(1) 監査の対象部課等 商工観光部 観光戦略課

(2) 監査の期間 令和6年10月18日から令和6年11月26日まで

(3) 監査の範囲

観光戦略課に係る令和5年度の各種団体等の経理事務

(4) 監査の結果

課等名	監査の結果
商工観光部観光戦略課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 各種団体の経理事務取扱状況において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 1日の勤務時間が8時間を超えていないにもかかわらず、超過勤務手当が支給されているもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 蔵王スキーパトロール委員会 <p>(2) 割増賃金額の計算にあたり、端数の取扱いに適正を欠くもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 蔵王スキーパトロール委員会 <p>(3) 1週間に40時間を超えた労働時間について、割増賃金が支給されていないもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 蔵王スキーパトロール委員会 <p>(4) ナイター勤務の隊員に提供された食事代について、覚書に記載のとおり対応されていないもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 蔵王スキーパトロール委員会 <p>(5) 収入書に決裁者の押印がないもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 蔵王スキーパトロール委員会 <p>(6) 規約に定められた会計年度の前年度中の収入を当年度に帰属させ処理していたもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 馬見ヶ崎さくらラインライトアップ実行委員会

3 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課等	監査対象とした項目及び金額
一般財団法人山形市都市振興公社	財政部資産マネジメント課 商工観光部産業政策課、ブランド戦略課 まちづくり政策部 公園緑地課 都市整備部道路維持課	出捐金 10,000,000円
		大規模空き店舗活用事業支援補助金 28,351,669円
		中心市街地整備推進機構事業費補助金 100,000円
		山形市指定管理者光熱費高騰対策等緊急支援補助金 山形テルサ 261,691円
		山形市馬見ヶ崎プール 9,255,534円
		山形市野草園 289,428円
		山形市営駐車場 495,941円
		山形テルサ指定管理料 203,800,000円
		山形市馬見ヶ崎プール指定管理料 133,626,466円

		山形市野草園指定管理料 64,944,700円
		山形市中央駐車場指定管理料 44,466,491円
		山形市香澄駐車場指定管理料 31,357,700円
		山形市大手町駐車場指定管理料 32,816,391円
		山形駅東口交通センター駐車場指定管理料 69,817,091円
		山形市済生館前駐車場指定管理料 49,670,500円
		山形駅西口駅前広場駐車場指定管理料 4,002,900円
		山形駅東口交通センター駐輪場指定管理料 27,132,691円
		山形市済生館前地下駐輪場指定管理料 4,431,900円
		山形市霞城セントラル駐輪場指定管理料 38,166,791円

(2) 監査の期間 令和6年10月2日から令和6年11月26日まで

(3) 監査の範囲

令和5年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課等の事務の執行状況

(4) 監査の結果

団体及び所管部課等名	監査の結果
一般財団法人山形市都市振興公社 財政部資産マネジメント課 商工観光部産業政策課、ブランド戦略課 まちづくり政策部公園緑地課 都市整備部道路維持課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 馬見ヶ崎プール指定管理業務に係る公園施設の設置許可申請事務において、鈴川公園（馬見ヶ崎プール内）自動販売機の設置に係る許可申請書について、公園占用料の算出根拠となる書類が添付されていないものがあった。（一般財団法人山形市都市振興公社） 2 指定管理業務に係る使用料等徴収事務について、指定管理者に対し、徴収等事務委託に係る身分を示す証明書を交付していなかった。（道路維持課） ・ 駐車場管理事業（駐車場使用料等） ・ 駐輪場管理事業（駐輪場使用料等） 3 馬見ヶ崎プール指定管理業務に係る公園施設の設置許可事務において、鈴川公園（馬見ヶ崎プール内）自動販売機の設置に係る許可申請書に、公園占用料の算出根拠となる書類が添付されていないまま受理し、設置を許可しているものがあった。（公園緑地課）

(5) 準拠基準 山形市監査基準

(6) 監査の着眼点

ア 団体（財政援助団体）に関する監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

イ 所管部課等に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(7) 監査の方法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。